

山口県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月改定） 改定概要

1. 主な改定内容

【第 1 編 共通編】

○1-1-4 施工計画書

6. 一般事項

国交省との整合化により追加

(15) 法定休日・所定休日（週休 2 日の導入）

○1-1-32 環境対策

9. 特定調達品目（1）

特定調達の実績の集計結果の提出を、実態に合わせて削除

○2-2 適用すべき諸基準

「土木研究センター アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル（平成 26 年 9 月）」を実態に合わせて追加

※第 10 編 1-2、第 12 編 1-2 も同様

【第 2 編 材料編】

○2-3-4 アスファルト用再生骨材

国交省との整合化。（実態を踏まえた規定の変更）

アスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値を、旧アスファルトの針入度による評価とアスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価のいずれか一方に変更。

【第 3 編 共通編】

○2-3-25 銘板工

1. 一般事項

国交省との整合化。（実態を踏まえた規定の変更）

橋歴板に用いる材質を「表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板」（JIS H 4000 A5052 P）を標準とすることに変更。

○2-5-3 コンクリートブロック工

7. 伸縮目地、水抜き孔の施工

現行の瀝青繊維質（ケンタイト）は、おがくずなど木材系の繊維が含有されており、長期間湿潤状態であると腐食する状況を踏まえ、河川護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板は樹脂発泡体に変更

水抜き孔は河川護岸の場合を追記

○2-6-3 アスファルト舗装の材料

第2編 2-3-4 アスファルト用再生骨材 と同様

○2-15-3 補強土壁工

9. 盛土材の敷均し及び締固め

補強土壁工における敷均し及び締固めについて、各工法による施工のマニュアルによって実施する実態に伴い変更

【第6編 河川編】

○1-7-2 材料

2. 目地材

河川護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板について追記

【第12編 公園緑地編】

○1-2 適用すべき諸基準

公園緑地工事共通仕様書に準拠し追加

日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月）

日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年7月）

※2-2, 4-2, 5-2 も同様

○1-10-4 伐採工

公園緑地工事共通仕様書に準拠し追加

根株の処理について追記

○2-2 適用すべき諸基準

公園緑地工事共通仕様書に準拠し追加

（倒木、落枝等が問題となっていることから指針を追記）

国土交通省都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年9月）

※3-2 も同様

○4-2 適用すべき諸基準

公園緑地工事共通仕様書に準拠し追加

(必要な基準類として追記)

国土交通省 みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場
づくり参考事例集 (令和 6 年 4 月)

空気調和・衛生工学会 空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備
編 (平成 22 年 2 月)

日本道路協会 自転車利用環境整備のためのキーポイント (平成 25
年 6 月)

2. その他

- 諸法令の改定にともなう変更
- 技術基準等の発行年月日等の変更
- 諸基準の改定にともなう変更
- 番号の修正
- 誤植の修正
- 諸基準類との整合
- 記載漏れの修正